

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）
大学院学生研究
2024年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院	文学研究科	教育学専攻
研究代表者 (2025年3月現在のものを記入)	在籍課程・学年	氏名	
	<input type="checkbox"/> 博士前期課程 年 <input checked="" type="checkbox"/> 博士後期課程 4年	日向 悠太	
指導教員	所属部局・職名	氏名	
	文学部・教授	河野 哲也	
自然・人文・社会の別	自然 ・ 人文 ・ 社会	個人・共同の別	個人 ・ 共同 名
研究課題	身体教育におけるシティズンシップ教育の展開のための市民における「身体」の探究		
研究組織 (研究代表者・共同研究者) ※2025年3月現在のものを記入	在籍研究科・専攻・課程・学年	氏名	
	文学研究科教育学専攻博士課程後期課程 4年	日向 悠太	
研究期間	2024 年度		
研究経費 (1円単位)	(支出金額) 187,043 円 / (採択金額) 200,000 円		

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)
当該研究の研究目的を含むこと。
本研究では、身体教育におけるシティズンシップ教育実践・研究の指針となるシティズンシップと身体との関係についての理論的な土台を提案することを目的とした。これまでの体育・スポーツ研究領域で進められてきたシティズンシップ教育研究は、土台としているシティズンシップ教育の概念に問題があるとともに、体育・スポーツ研究領域の独自性が十分に示されてこなかった。そこで本研究では、シティズンシップと政治的な行為主体性における身体性の位置づけを検討することで、身体教育におけるシティズンシップ教育の理論的土台の形成を目指した。
キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)
[シティズンシップ教育] [身体教育] [身体の政治性]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

以下の視点を含めて記載のこと。

- ・当該研究は何をどこまで明らかにできたのか(できなかったのか)。
- ・何をもって研究成果(経過)を達成できた(できなかった)と考えられるのか。
自身が設定した研究目的・目標に照らして、その根拠がわかるよう記載のこと。

1. 研究開始時の研究背景・目的

本研究の目的はシティズンシップと政治的な行為主体性における身体性の位置づけを検討することで、身体教育におけるシティズンシップ教育の理論的土台の形成であった。この背景には、体育・スポーツ研究領域におけるシティズンシップとその教育への関心の高まりと、そこで関心が高まっているシティズンシップ教育の概念の問題がある。その問題とは、ここで想定されているシティズンシップの概念がスポーツ集団や共同体社会のような社会性の概念として理解されているということであり、それによって体育・スポーツの観点でシティズンシップを考えるようなものになってはいないということである。現代のシティズンシップ教育論の登場の背景には、クリック(2011)が述べる通り、現代市民にとっては目の前の現実政治を読み解き政治に携わるための政治リテラシーが不可欠だからである。しかし、体育・スポーツ研究としてシティズンシップ教育を扱う際には、この観点が抜け落ちてしまっており、シティズンシップはスポーツマンシップのような道徳的な理念の類として扱われてしまっている。

本研究はこのような問題背景から、体育・スポーツが持つ独自のシティズンシップとその教育の可能性を探究することを目指した。

2. 研究方法

本研究は身体運動から湧出する政治的主体を読み取るための視座を提示する理論研究として、文献研究を方法とした。従来の体育・スポーツ研究で認識されてきたシティズンシップ、およびシティズンシップ教育にかかわる諸概念の位置づけを、ビースタ(2014)やベラミー(2023)による政治的シティズンシップの観点から問い直すとともに、体育・スポーツ研究の観点をとることで、シティズンシップ理論の持つ身体性の領域を検討した。

3. 研究成果**① スポーツ空間の特殊性が生じさせる特殊な倫理と民主的シティズンシップの不一致の可能性**

スポーツ空間が現実世界とは異なる意味世界を生じさせるという社会認識に基づくスポーツ倫理学説は、時として民主的シティズンシップの概念と相いれないことを明らかにした。

ベラミー(前掲)は政治的かつ民主的なシティズンシップ概念の重要性を主張し、その構成要素として「成員資格」「諸権利を持つ権利」「参加」を挙げている。本研究においてはこのベラミーのシティズンシップの概念が、権利そのものが可変的なものであると扱っている点に着目した。政治的決定すなわち平等な配分が、どの範囲で行われるのか、それはその決定の影響関係にかかわる。そして成員が変わるということは、新たな価値体系が再構築されるということである。人間が動的な存在であり、そして生態系としての社会を築き上げている以上、ここでの価値対立の均衡はこの意味でのシティズンシップ概念を用いることが有効であると考えられる。

この観点をもってスポーツ倫理学説に目を向けるならば、スポーツが固有の意味世界を形成するということから(例えばカイヨワ(1990)の「遊」の領域、サレン&ジーマーマン(2011)の「マジック・サークル」、水島・阿部(2020)の「スポーツ世界」など)、スポーツ倫理を普遍的な倫理や日常道徳と異なる世界観で問う必要があると考える立場について、民主的シティズンシップとの解消不可能な対立関係を見ることができると考えられる。例えば川谷(2005)のスポーツのエートス論がそれにあたり、勝利追及原則は競技の成立という大前提を同定することから生じる。しかし、このような空間をスポーツのルールのように厳密に切り分けようとするとき、民主的シティズンシップが持つ人間の動態性と相反してしまう。

スポーツ空間を俗世間と切り離された固有の空間として意識しすぎると、スポーツからシティズンシップを考えるとといった場合には法定的で社会的なシティズンシップ概念と相性が良くなってしまふ。このような問題を解消する手がかりとなるのが、荒井(1987=2020)のスポーツ空間論であり、「コートの外」という概念である。

研究成果の概要 (つづき)

スポーツクラブとは単にひとつのスポーツチームなのではなく、チームと「実社会」との間の「ゆらぎ」のようなものとして存在しており、その空間は決して「コートの中」＝スポーツの固有の意味空間の価値判断を採用しなくても構わない。そして、「コートの中」と「実社会」とがあいまいに混交している「コートの外」という境界の領域の存在によって、多元的な価値が入り乱れる中で互いに価値を調停する民主的シティズンシップの学習が可能となる。

② 「できない」の顕在化＝主題化としての体育における主体化

ビースタの主体化論は「主題化」として理解する必要がある。この理解から体育におけるシティズンシップ教育を検討するならば、体育がシティズンシップ教育となるのは、身体がもたらす「できない」という出来事を、公的領域たる物理世界に現前させることであることを論じた。

日向 (2023) はビースタの主体化論とシティズンシップ教育批判を補助線に、「できない」身体という「他者」との出会いの瞬間に体育におけるシティズンシップ教育の可能性を見ている。本研究では、この「できない」身体との出会いをビースタの「教えること」を通じた主体化という観点から具体化することに取り組んだ。

ここで着目したのはビースタの芸術論と教育論である。ビースタはドイツ人間形成論を通じて、教授における「(代表的) 提示」の概念の重要性を強調している。ビースタが考える教育における主体化とは、子どもが自発的で積極的な学習者になることではなく、むしろ言葉を話すことができない赤子の声を取り出すような、既存の社会の側に子どもの声を拓く営為なのである (Biesta 2021)。

主体化としての教育の仕事とは、世界に向けて新たな声を届けることであり、ビースタが芸術家による作品の提示に主体化に向けた教授と同じ働きを見ている (Biesta 2019) ことを鑑みれば、主体化とは、Subject の意味のひとつにもあるように、「主題化」であると考えべきである。

ここから、子どもの主体化とは、子どもがすでに現わしているはずであり、しかし潜在化している主体の発揮を形として人前に提示することであるといえる。この観点を上で述べた「できない」身体という観点に接続するならば、学校での保健体育の授業の方法は全く異なるものになることが予想される。例えば『中学校学習指導要領 (平成 29 年告示)』では、保健分野における「食生活と健康」に関する内容は、栄養バランスや発達段階に合わせた食物の摂取に配慮する必要性が、知識として教授される。しかしこの「できない」を、「やらない」を含めた拡張的な意味として理解するならば、健康のための知識は健康のために必要な支援や余暇の必要性、運動を享受できる環境の整備という生存権の問題を解決するための政治リテラシーにかかわるものとなることが期待できる。これは運動や健康から疎外された子どもを、単に訓練による社会化や資格化とは別の方法で支援するための教育に結びつけられることが期待できる。

4. 計画の達成度

当初の計画では、PD 研究計画の土台となる方法論および問題解決を固めることを目指していた。そこで目標として提示していた教育学の生成論的な方法論に基づく研究は、博士論文にて教育学における矢野教育学の科学認識論としての批判検討として行ったが、本科研費の成果として提示できる研究成果の形としては公開されていない。また、バトラー政治哲学の身体論を用いた政治的行為主体の新体制の検討という課題については、最終的に博士論文の構成から削除することを決めたため、本年は着手しなかった。

計画の達成度評価としては、当初想定していた研究内容に対してより具体的な研究課題や観点を設置できたという点では予想外の成果が出たものの、計画していた研究内容については成果物を提示できていないという点で見ると、計画に対しては未達・不十分な結果であったと評価できる。

研究発表 (研究によって得られた研究成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。なお、成果発表を確認できる資料を合わせて研究成果報告書提出フォームより提出してください(紙媒体等、研究成果報告書提出フォームから提出できない場合は、別途リサーチ・イニシアティブセンターへ提出してください)。

- ① 雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ② 図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③ シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④ その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

※修士論文・博士論文は含みません。

① 雑誌論文

なし

② 図書

なし

③ シンポジウム・公開講演会

なし

④ その他

(学会発表)

日向悠太、「スポーツ集団はチームではない -民主的シティズンシップの形成におけるスポーツ倫理の追求がもたらす問題性の指摘-」、日本体育・スポーツ哲学会、2024年8月24日、岡山大学津島キャンパス。

(図書紹介)

日向悠太、2024、「ジュディス・バトラー (2022) 『非暴力の力』 佐藤嘉幸・清水知子訳 青土社」、『体育哲学専門領域会報』28巻2号、pp. 3-4。

(講演会)

日本体育・スポーツ哲学会学会奨励賞受賞記念講演、「体育におけるシティズンシップ教育の構築に向けた批判的検討 -ガート・ビースタのシティズンシップ教育批判を通じて-」、2024年12月26日、オンライン。